

本校保護者 各位

県立那覇商業高等学校
校長 與那覇 正 人
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る 緊急事態宣言下における本校の対応について

平素より、本校における教育活動並びに感染症対策に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。みだしのことにつきまして、県教育委員会の通知文に従い、6月20日までの本校の対応につきましては、下記のとおりとします。

記

1. 日程等について

(1) 登下校時における密を避けるために、下記の日課表にて実施します(全学年一斉)。

①5/25(火)26(水)		②5/27(木)以降	
S HR	9:05～ 9:15	S HR	9:15～ 9:25
朝学	9:15～ 9:25	朝学	なし
1校時	9:35～10:15	1校時	9:35～10:20
2校時	10:25～11:05	2校時	10:30～11:15
3校時	11:15～11:55	3校時	11:25～12:10
4校時	12:05～12:45	4校時	12:20～13:05
清掃	12:45～13:00	昼食	13:05～13:50
S HR	13:00～13:05	5校時	13:55～14:40
		6校時	14:50～15:35
		清掃・	15:35～15:50
		S HR	15:55
		完全下校	19:00

(2) 行事等について

学校行事につきましては延期または規模縮小等を含めて検討しております。詳細が決まりましたら、生徒を通じて連絡いたします。

(3) 進路活動について

校外において説明会等が開催される場合、保護者承諾のもと参加といたします。その際は、学校より承諾書を生徒を通じて持たせますので、保護者押印のうえ学校へご提出ください。

なお、緊急事態宣言地域からの県外への往来は自粛になっていますので、参加の見合わせをお願いします。

(4) 授業について

授業の短縮により一部変更や見直しなどもございます。各授業をとおして生徒へお伝えします。

2. 部活動

原則休止となっております。ただし、8月末迄に開催される九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等に出場する場合に限り活動を認めます。参加にあたっては、学校においても、十分な感染症対策を講じて活動を行います。

なお、活動の詳細につきましては各部顧問より生徒を通じてお伝えします。

- (1) 活動内容等を精選し、短時間（平日 90 分以内（早朝練習なし）、土日休日 2 時間以内）の活動とし、必要最小限の人数で行うこととします。
- (2) 練習試合や合同練習は禁止となっております。
- (3) 部活動に係る学校への登下校時、公式戦会場等への移動時において、生徒同士による飲食などは厳に慎むよう指導していきます。

3. 学級閉鎖等について

生徒に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学級閉鎖・学年閉鎖等を行う場合がございます。

- (1) 学級・学年閉鎖が決まった場合

担任より今後の日程や諸注意をして速やかに下校させます。その際、学級閉鎖等に係る文書を保護者あてに託送させます。

- (2) 学級・学年閉鎖等後の連絡体制

- ①担任からの連絡は「Microsoft Teams」にて各生徒に行う。
- ②授業における教材提示は①同様に行い、その曜日の校時で行います。
- ③部活動の連絡や確認事項は顧問より行います。

4. 感染症対策について

- (1) 引き続きマスク着用・手洗い消毒及び登校前の検温の実施。37.5 度以上の場合や風症状の場合は登校を見合わせる（出席停止扱い）。
- (2) 不要不急の外出（特に夜 8 時以降の外出は自粛）及び混雑（3密、密集・密閉・密接）している場所へは行かないなどの確認

5. 登校にあたって

那商第 1 4 2 号・令和 3 年 4 月 7 日付けの文書でも確認しておりますが、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の確認をお願いします。

- (1) 感染が判明した者（治癒するまで）
- (2) 濃厚接触者に特定された者（保健所が自宅待機などを求めた期間）
- (3) 発熱等の風邪症状がみられる者（症状がなくなれば登校は可能）

※ 発熱等の風邪症状とは、発熱（平熱より高い体温、あるいは 37.5℃以上を目安とする）咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、臭覚障害などの症状
但し、鼻炎など基礎疾患の症状である場合を除く

- (4) レベル 2・3 の感染状況の段階にある地域（4 月 1 日現在レベル 3）
 - ①児童生徒等に風邪症状等はないが、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる者（同居の家族に症状がなくなれば登校は可能）
 - ②同居する家族が「濃厚接触者に特定され発熱等の症状がある」場合や「発熱等の風邪症状があり検査を受けている」場合、児童生徒等本人に発熱等の風邪症状がなくても出席停止となります。
- ※ レベル 1 においては、同居する家族が「濃厚接触者に特定された」場合や「発熱等の風邪症状があり検査を受けている」場合、児童生徒等本人に風邪症状がなければ登校可能です。